



# 島根県報

平成22年10月15日（金）

号外 第 169 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第615号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町名分字鶴灘783番5地先から同字佐坂660番4地先まで	前	メートル 9.60～ 17.50	メートル 266.00	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	13.00～ 30.00	266.00	
〃	出雲空港線	簸川郡斐川町大字荘原町11番地先から同48番1地先まで	前	A 6.00～ 7.80	120.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ 拡幅 迂回路設置
			B 12.00～ 28.00	260.00		
		後	A 6.00～ 7.80	120.00		
			B 12.00～ 28.00	260.00		

## 島根県告示第616号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	東比田布部線	安来市広瀬町布部2045番2地先から同188番5地先まで	メートル 240.00	平成22年 10月15日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	